日薬業発第 276 号 令和7年 10 月 23 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会副会長 森 昌平

疑義解釈資料の送付について (その30)

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

疑義解釈資料につきましては、令和7年4月28日付け日薬業発第37号(その24)にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、お取り計らいのほど宜しくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下の URL から閲覧が可能になっていることを申し添えます。

○「令和6年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和6年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

<抄>

事 務 連 絡 令和7年10月20日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その30)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡 令和7年10月20日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その30)

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【総合入院体制加算及び急性期充実体制加算】

- 問1 区分番号「A200」総合入院体制加算及び区分番号「A200-2」急性期充実体制加算の施設基準における「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」とは、具体的にはどのようなことを指すのか。
- (答)「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」ことについては、 調剤点数表の特別調剤基本料における考え方と同様である。具体的には、次の①から④ までのいずれにも該当しない場合を指す。
 - ① 保険医療機関が当該保険薬局と不動産の賃貸借取引関係にある場合
 - ② 保険医療機関が譲り渡した不動産(保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。) を当該保険薬局が利用して開局している場合
 - ③ 保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している場合
 - ④ 当該保険薬局が保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局している場合 なお、①から④までの詳細については、調剤点数表の特別調剤基本料に係る規定を参 照すること。

ただし、総合入院体制加算及び急性期充実体制加算の施設基準においては、病院が特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係があれば、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合でも、「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」に該当しない。

これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日事務連絡) 別添1の問61は廃止する。

(参考) 調剤基本料の施設基準通知(抄)

- 第88の4 特別調剤基本料A
- 2 特別調剤基本料Aの施設基準に関する留意点
- (2)「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。ただし、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合は、ここでいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。
 - ア 当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合
 - イ 当該保険医療機関が譲り渡した不動産(保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。)を利用して開局している保険薬局である場合
 - ウ 当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合
 - エ 当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合